

高等学校等就学支援金のお申し込みをされる方へ

# 正しい申請のための チェックシート



審査のために必要な手続きがされていないと、授業料支援が大幅に遅れます。  
就学支援金をできるだけ早期にお受け取りいただくために、ご協力をお願いします。

## 1 無収入の場合も住民税の申告が必要です。

下に該当する保護者の方は、申請の前に手続きが必要になります。

### ① 配偶者の方

※控除対象配偶者等を除く



### ② ①以外で未申告の方

※個人事業主で赤字の場合等



住民税の申告をしていない場合、

**追加の手続きや書類提出が必要**

になります。

例

自営業の父と配偶者(控除対象配偶者等を除く)の母  
父は確定申告をしているが、  
母が税申告をしていない場合…



保護者2人分の収入が  
確認できないと、  
支援金をお支払い  
できません！



収入の申告をしていない等、心当たりのある方は裏面の簡単確認チャートでCHECKしてください▶

## 2 オンライン申請時、課税地の入力はお間違えなく！

課税地とは現在住んでいる住所ではなく、照会対象となる年の1月1日に在住していた場所を指します。

### 今年、引越した方



### 単身赴任の方



### 海外赴任の方



課税地の入力が誤っていると、

**追加の確認や書類提出が必要**

になる場合があります。

### あなたの課税地はどこですか？

～2回の引越を経験したA子さんのケース～

令和5年1月      令和6年1月



入学した時は  
こちら

令和6年4月にオンライン申請をする場合

→令和6年4月～6月分は令和4年の収入を基に判定するため、  
令和5年1月1日に在住していた台北市(海外)が課税地になります。

年度途中の  
申請はこちら

令和6年7月にオンライン申請をする場合

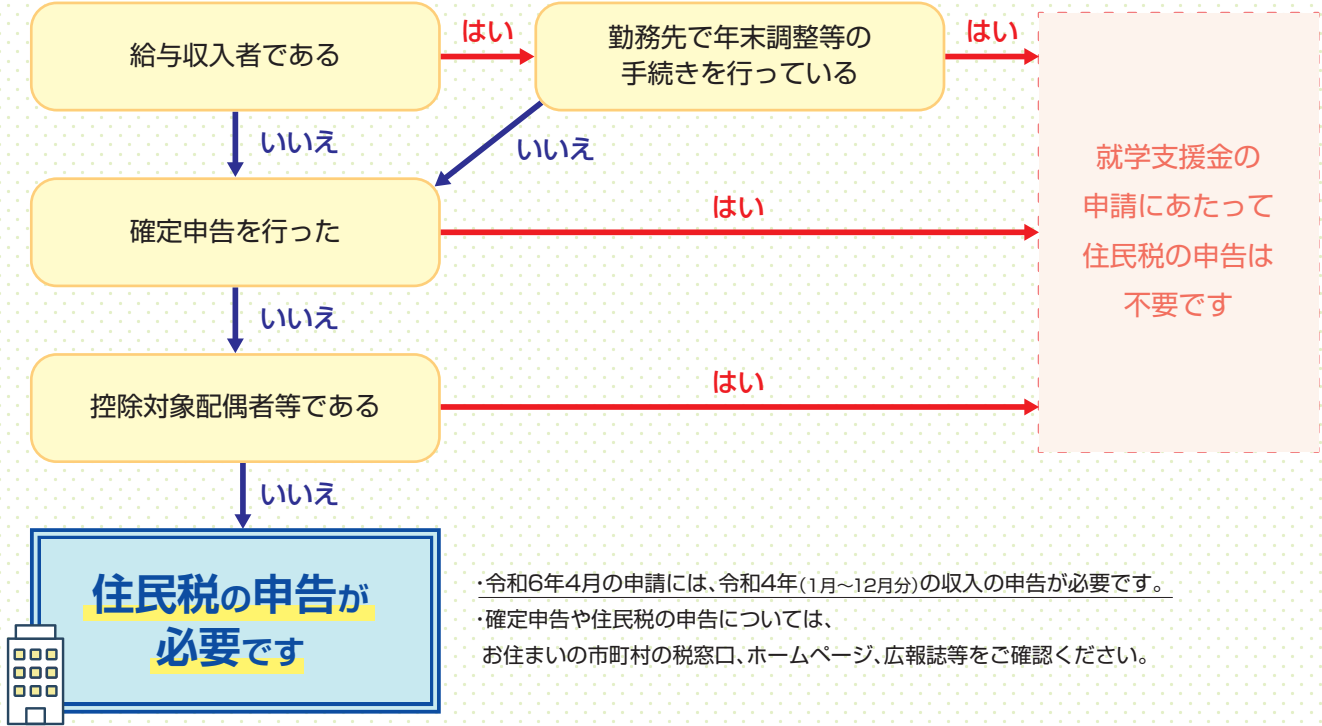
→令和6年7月～翌3月分は令和5年の収入を基に判定するため、  
令和6年1月1日に在住していた京都市が課税地になります。

詳細な情報、オンライン申請の方法は裏面をご覧ください▶

## 申告が必要かわかる！ 簡単確認チャート

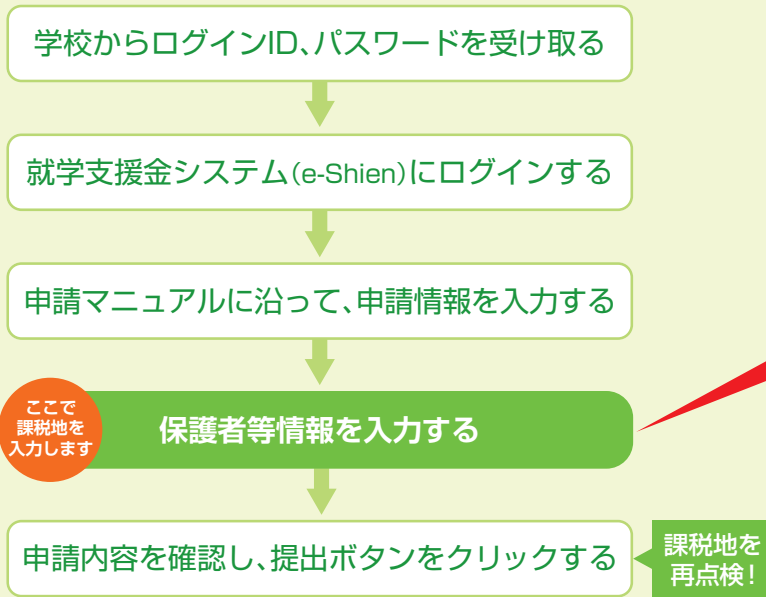
保護者ごとに  
CHECK!

START!



## オンライン申請時の課税地の入力方法

オンライン申請時に誤った課税地情報を入力されると、  
課税額等が確認できず支援金をお支払いできません。  
お間違えないようにお願いします。



▼入力画面 (e-Shien 就学支援金オンライン申請システム)

間違えないように入力してください。

**課税地情報 必須**

上記保護者等のその年の1月1日現在 (申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在) の市区町村までの住所を選択してください。  
日本国内に住所を有していない場合には、口にチェックを付けてください。

都道府県  
--選択してください--

市区町村  
--選択してください--

日本国内に住所を有していない。

※画像はイメージです。

